

第 5 7 号議案

足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 6 月 7 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成 1 4 年足立区条例第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 1 4 年足立区告示第 4 9 号」を「平成 1 7 年足立区告示第 1 6 6 号」に改め、「六町地区地区計画」の次に「(以下「地区計画」という。)」を加える。

第 5 条中「平成 1 4 年足立区告示第 4 9 号に定める」を削る。

第 7 条各号列記以外の部分中「道路境界線」を「道路境界線又は隣地境界線」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

(4) 住宅地区 - 3 の区域内における建築物で外壁の後退距離の限度に満たない部分の長さ(建築物の周囲の地面に接する外壁又はこれに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投影の隣地境界線に面する長さをいう。)の合計が 1 メートル以内のもの

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(建築物の高さの最高限度)

第 7 条の 2 住宅地区 - 3 においては、建築物の高さは 7 . 7 メートル以下、軒の高さは 6 . 3 メートル以下でなければならない。

2 前項の建築物の高さの算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積(建築基準法施行令(昭

和 25 年政令第 338 号) 第 2 条第 4 項に規定する水平投影面積の算定方法による。) の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは、5 メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

(2) 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

第 14 条第 1 項第 2 号中「又は第 7 条」を「、第 7 条又は第 7 条の 2 」に改める。

別表中

「

住宅地区 - 1		計画図 4 に掲げる数値	10 分の 20
住宅地区 - 2			

を

」

「

住宅地区 - 1		計画図 4 に掲げる数値	10 分の 20
住宅地区 - 2			
住宅地区 - 3	次の各号に掲げる建築物以外のもの 1 住宅又は共同住宅 2 住宅又は共同住宅で延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、店舗又は倉庫の用途を兼ねるもの 3 共同住宅で各住		10 分の 12

に

	戸の床面積が29 ㎡以上のもの（住 戸数が7戸未満の ものを除く。）	
--	---	--

」

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

六町地区地区計画の変更に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。